

2023 年 1 月号トピックス

仏暦.....年 会社およびパートナーシップの登録を管理する会社およびパートナーシップの中央登記所の規則草案について

事業開発局（DBD）は、民商法改正法（第 23 号）仏暦 2565（2022 年）に準拠したパートナーシップや株式会社の登記における規則や手続きの検討のため、一般公聴会を行っている。重要な点は以下の通りである。

1. 基本定款（the memorandum of association）に記載のある会社商号が失効した場合は、新しいパートナーシップまたは会社の登記のために、その新しい会社等の発起人は、その社名を確保することができる。
（民商法典改正で、基本定款の登記効力について、3 年間という期限が新たに設けられている。これは、基本定款を登記しながら設立登記をしないで放置されている多くの実務から生じる弊害をなくす意図で設けられた規定であり、その具体策がこれである～訳者注）
2. 少なくとも一人の発起人での署名で基本定款の登記の申請ができるように改訂する。
3. 登記官は、株式会社が 3 年以内に設立登記されない場合、その基本定款は効力を失うため、登記を拒否するものとする改訂。
4. 発起人の数に関する規定を「3 名以上」から「2 名以上」に変更する。
5. 株主総会招集通知に関する新聞での公告については、これを取り消す体裁で、登記申請書の添付書類の申請に関する規則を改訂する。ただし、会社の附属定款に公告が必要であると規定されている場合、または無記名式株券発行会社の場合は、この限りではない。
6. 株式会社合併登記申請に関する規定と手続きについての改訂。
7. 株主名簿写しの電子送信の対応に関する規定の追加改訂。
8. 申請書ボーオージョー1、申請書ボーオージョー2、及び、会社の登記簿申請書の改訂。
ただし、仏暦 2566 年（2023 年）3 月 7 日までは、改訂前の申請書を使用して登記申請することができる。
（請書ボーオージョー1 は登記申請書、ボーオージョー2 は基本定款のこと～訳者注）

この規則は、仏暦 2566（2023）年 2 月 7 日 以降より施行されるものとする。